

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6		府省庁名 <u>復興庁・経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定復興産業集積区域における新規立地促進税制（再投資等準備金及び再投資設備等に係る特別償却）の延長		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 目的 産業集積の形成及び活性化を図ることを通じた雇用機会の確保に寄与する事業を実施する企業の新規立地を支援するもの。</p> <p>② 対象となる法人 復興推進計画の認定日以降に設立された法人で、一定の要件を満たすものとして認定地方公共団体が指定したもの。</p> <p>③ 課税の特例の内容 令和3年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人が、指定の日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。 また、特定復興産業集積区域（※1）の区域内でその再投資等準備金に係る復興特区法第2条第3項第2号イに定める事業の用に供するために機械・建物等に再投資等を行った場合、当該機械・建物等の取得等については、再投資等準備金の益金算入額を限度に即時償却を行うことができる。 （※1）東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する復興産業集積区域（その全部又は一部が、その全部又は一部の区域が東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イに規定する地域である市町村の区域に含まれるものに限る。）</p> <p>・ 特例措置の内容 本特例措置の対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で適用期限（令和3年3月31日）を3年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p>		
関係条文	<p>○東日本大震災復興特別区域法第40条</p> <p>○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3、第18条の4、第26条の3及び第26条の4</p> <p>○地方税法第23条第1項第4号、第72条の14、第72条の23第1項及び第292条第1項第4号</p>		
減収見込額	[初年度]	— (▲3)	[平年度] — (▲3)
	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、同地域への投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第1期復興・創生期間後も、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>①人口の状況 岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(推計人口 R2. 4. 1/H22 国調人口: 3 県沿岸等 90%、全国平均 98%)、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、女川町 57%、南三陸町 63%、山元町 71%、大槌町 71%、山田町 78%等)</p> <p>②事業活動の状況 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R1. 8)、宮城県 80% (R2. 3)、福島県 74% (R2. 7) となっており、中小機構仮施設設入居事業者等状況調査 (R2. 3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 246 者)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 78 者、再譲渡を受け事業継続と回答した事業者が 41 者いるという状況にある。 東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (R1. 6) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、46%と半数に満たない。</p> <p>③雇用の状況 岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(R1 工業統計/H22 工業統計: 3 県沿岸等 89%、全国平均 102%) 非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、大槌町 60%、気仙沼市 64%、陸前高田市 67%、女川町 67%等)</p> <p>④面整備の状況 事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和3年度以降、約 288ha の産業用地が供給予定となっている。 また、復興道路・復興支援道路は、令和2年7月現在で約8割が供給済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月現在で約7割となっている。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」(抄)(令和元年12月20日閣議決定)</p> <p>II. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>(2) 法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 <p>■復興庁政策評価体系</p> <p>政策「復興施策の推進」</p> <p>施策「(1) 復興支援に係る施策の推進」</p>
	政策の達成目標	沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)における新規立地新設法人数の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
政策目標の達成状況	令和元年度までに復興特区法第40条に基づき指定を受けた件数は11件(うち沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)における件数は9件)	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>法人の指定件数</p> <p>令和3年度 1件</p> <p>令和4年度 1件</p> <p>令和5年度 1件</p> <p>※沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)に限る</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)における企業の新設を促進し、被災地における投資の促進及び雇用機会の確保に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置(復興特区法第37条から第39条まで)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	被災地における産業用地の供給の進捗等に伴い、今後、企業立地が見込まれている。そのため、企業の新設を下支えする新規立地促進税制により、引き続き雇用機会の確保を図る必要がある。また、本特例措置は、沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に限定するとともに、新規に立地する法人に限定するものであり、政策目的達成手段として妥当である。
税負担軽減措置等の適用実績	令和元年度までの復興特区法第40条に基づく指定の件数は11件（令和2年3月末現在）	
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）において、新たな企業の設立及び投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。	
前回要望時の達成目標	特定復興産業集積区域における新規立地新設法人数の増加	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時において指定法人が年間8件ずつ増加する見込みであったところ、これまでの指定法人数は11件にとどまっている。新設法人の新規立地が進んでいないことによると考えられる。	
これまでの要望経緯	平成23年度 創設 平成26年度 要件の緩和（一定の条件を満たす区域外事業所の設置を認めるもの） 平成28年度 指定を受ける際の投資規模要件を緩和した上で、期限を5年間延長 令和2年度 事項要望	
ページ	6—4	